

小規模社会福祉法人を中心とした財務会計に関する事務処理体制支援等
に関する調査研究事業

みずほ情報総研株式会社 （報告書A4版 149頁）

事業目的

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてわが国の社会福祉を支えてきたが、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられており、事業運営の一層の透明性確保が求められるとともに、国民への説明責任を果たすことが強く求められている。

このため、平成28年における社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性、非営利を担保するために、全ての法人に対して「ガバナンスの強化」「財務規律の向上」「事業運営の透明性の向上」を図ることとされ、これらの取組の着実な実施が求められている。

会計監査人設置が義務付けられている大規模法人と異なり、小規模法人は大規模法人と比べて、人員体制、ITシステムの活用などが不足しがちであり、体制面・環境面においても課題がある一方で、事務手続きの運営上にも課題が多いものと考えられる。

このような中、小規模社会福祉法人（本調査研究における小規模社会福祉法人は、年間収入10億円以下の社会福祉法人とした）が適正な事務処理を行なうために必要な体制や支援のあり方について定められたガイドライン等は無く、財務報告の質の確保における課題と考えられる。また、実務運営において参考となる資料等も、一般的には、大規模法人に合わせて作成されており、小規模法人の実務担当者にとって分かり易く、実用的な財務会計に関する資料が少ないことも現状の課題と考えられる。

以上の問題意識に基づき本調査研究事業では、小規模法人の適正な財務報告を担保するためのあり方について検討することを目的として事例収集と分析、検討を行った。

事業概要

社会福祉法人のガバナンス強化等を目的として、一定規模以上の法人に会計監査人の設置が義務化され、適正な財務報告が担保されるようになった。しかしながら、社会福祉法人全体では、小規模法人が大多数を占めており、これら小規模法人の財務報告の適正性担保の必要性が指摘されている。本調査研究事業では、ヒアリング及び実査等による事例収集と分析を通して、小規模法人の適正な財務報告を担保するためのあり方について検討し、小規模法人の事務処理の実務担当者向けのガイドラインを作成する。また、小規模法人による協業等による好事例についてとりまとめる。

調査研究の過程

（1）検討会の開催

調査の設計・分析、並びに自立相談支援事業等において金銭管理等の支援が必要な者への対応のあり方を検討し、報告書を取りまとめることを主眼として、学識経験者や自立相談支援事業や家計改善支援事業の実務者等）により構成される検討会を設置・運営した。

<検討会開催状況>

回	開催日	検討内容
1	令和元年 9月12日	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の概要について アンケート調査について ヒアリング調査について
2	令和元年	<ul style="list-style-type: none"> モデル経理規程重点化検討案について

	12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理事務マニュアル作成方法について ・ ヒアリング調査について
3	令和2年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル経理規程重点化案について ・ 経理事務マニュアル案について
4	令和2年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書案について ・ モデル経理規程重点化案について ・ 経理事務マニュアル案について

(2) ヒアリング調査

《目的》

小規模な社会福祉法人における財務会計に関する事務処理体制等について、実態を把握し、今後の支援策等について検討のための情報を得ることを目的に、社会福祉法人を対象にヒアリング調査を行った。

《概要》

事業収入、運営施設数、定員等の情報をもとに小規模な社会福祉法人に対してヒアリング調査への協力を依頼した。協力を得られた小規模社会福祉法人8箇所および指導監査を実施している所轄庁1箇所に対して、ヒアリング調査を行った。

(3) 経理規程を踏まえた事務処理の重点化にかかる検討

《目的》

社会福祉法人が適正な財務報告を行えるよう、現在、「平成29年版社会福祉法人モデル経理規程（全国社会福祉法人経営者協議会）」が公開されているが、大規模法人も対象となっているため、小規模法人における実際の業務と適合できていない部分が見られる。そこで、小規模法人にとって、より適切で、より活用しやすい経理規程案を検討した。

《検討事項》

No	項目	検討の必要性
1	会計処理に関する体制（責任者及び人員体制）	モデル経理規程に規定する体制が小規模法人の実態に適した体制とは言い難いと考えたため
2	会計伝票の確認・承認について	会計伝票の印刷、押印作業が煩雑となっているため
3	小口現金について	小口現金管理上のリスクが高い反面、事務的な負担が大きいというヒアリング結果を得たため
4	月次報告について	月次報告の具体的な方法が不明確であると考えている法人が多く、効率化する方法について検討が必要と考えられたため
5	固定資産の管理	固定資産の現物確認方法が明確になっていない法人、人員体制の問題により実際に現物確認ができていない法人が多いため
6	契約	小規模法人では随意契約となる場合が多いが、適切な契約方法について十分理解されていないと考えられたため

(4) 経理規定例及びマニュアルの作成

《目的》

小規模法人における実際の業務運用の水準を引き上げていくには、小規模法人にとってより適切な、より活用しやすい規程に加え、実務者向けに具体的な運用を支援するマニュアル等の整備が有

効ではないかと考え、ヒアリング調査等で特に重要と考えられる経理業務について、小規模法人向けの経理規定例及び実務者向けのマニュアルを作成した。

(5) 報告書の作成

検討会での議論や調査結果を踏まえ、報告書を取りまとめた。

事業結果

本事業「小規模社会福祉法人の財務会計に関する事務処理体制支援等に関する調査研究事業」では、ヒアリング調査を行いながら、検討委員会形式にて、経理規程についての重点化に関する検討及び経理運用マニュアルの策定を行った。

社会福祉法人は、地域福祉の担い手として、公益性・非営利性を担保するために様々な規制のもとに運営されているため、適切な財務規律を確保していくことが望まれている一方で、小規模法人にとっては、事務負担の大きさが課題となっている。

このような状況の解決策として、最も重要と考えられるのは、各小規模社会福祉法人内の日常の経理業務運用水準の引き上げと効率化を図っていくことと考えられる。これには、人材育成が重要な課題となるが、小規模社会福祉法人では、経理の人員体制が脆弱なことから、経理業務に必要な専門知識の習得等が困難であることも想定される。本事業にて作成した小規模向け経理規程や経理事務マニュアルを用いて、社会福祉法人内の経理担当者の教育・研修等に役立てることが望まれる。

また、法人内部での職員間での協議に加え、外部の公認会計士、税理士等専門家を活用することで更なる財務情報の適正化を図ることが可能となる。この点に関して、厚生労働省より「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）が公表されており、当該通知に基づき「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」を受領することも望まれる。

他の効果として、本事業における経理事務マニュアルのように、社会福祉法人間にて共通した事務処理運用が進めば、地域間での法人間ネットワークによる連携・効率化や共有化についても進められる可能性が広がることが期待される。

今後、経理事務マニュアルだけでなく様々な事務処理についても社会福祉法人間において、共有化・効率化を図っていくことが期待されているものと考えられる。

事業実施機関

みずほ情報総研株式会社

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町二丁目3番地

TEL : 03-5281-5404